

# 所得税の確定申告・町県民税の申告相談は 『3月15日』までに

平成21年分の所得税確定申告と  
平成22年度町県民税申告相談は、  
3月15日までです。

必ず期限内にすまされるようお  
願いします。所得税の申告は、申告  
する皆さんのが自ら税法に基づいて税  
額を正しく申告・納付するところ「申  
告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない  
方が、期限内に申告しなかつたり誤  
った申告をすると、後で不足分の税  
金を納めるだけでなく、無申告加算  
税や過少申告加算税がかかる場合  
がありますのでご注意ください。



▼問い合わせ先＝  
税務課 住民税係  
☎ 028(621)2151  
宇都宮税務署

【午前の部】  
午前8時45分～11時  
※3月15日(月)  
までの平日のみです

【午後の部】  
午後1時～4時  
午前8時45分～11時  
▼受付時間＝  
会場＝上三川町役場  
3階大議室

●所得税には延納制度があります  
所得税の確定申告をして納める  
ことになった税額を一度に納められ  
ない場合は、税額の2分の1以上を  
3月15日までに納めて、残りの税額  
を5月31日(月)までに納める「延納  
制度」があります。ただし、延納期間  
中は「利子税」がかかりますのでご  
注意ください。

新たに振替納税を希望される方  
は、預貯金先の金融機関か宇都宮税  
務署へ「預貯金口座振替依頼書」を  
提出してください。

## ●振替納税制度のご利用を

所得税には口座振替による納税  
制度があります。ご利用いただけれ  
ば、納税のために出向く手間が省け、  
納め忘れもありません。

## 固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

●縦覧 納税義務者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで(4月30日) 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)地目・地積・価格
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まで		
縦覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書・印かん・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほかに、委任状または承諾書の提出も必要となります。		

●閲覧 紳税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。  
また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)	
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲
	①固定資産の所有	所有している固定資産
	②土地を有償で借りている	借りている土地
	③家屋を有償で借りている	借りている家屋及びその敷地である土地
閲覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書・印かん・運転免許証など本人と確認できるもの ・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等) ※代理人は上記のほかに、委任状または承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)	

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。 ▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎ 569123

# 市町村税滞納ぼく滅月間2010 ~あなたの納税が未来をつくる~

## ◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ぼく滅月間2010」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

## ◆一人ひとりが町を支える

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助金や負担金は削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。そのため、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまいます。つまり、これからは町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんのが自分たちの町を支えていくことになるのです。

### 【町では税収確保に向けて、次のような取組みを行っています】

**納税相談**：町税等を納期限内に納めることができない方の相談を受け付けています。

**納税催告**：納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

**財産調査**：滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

**給与調査**：滞納者の給与を差押えするため、勤務先に対し給与の調査を行います。

**差押処分**：不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押え後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先＝税務課 納税係 ☎ ⑥ 9121

## 町税等の納付についてのお知らせ

町では、町民等の皆様の利便性向上のため、平成22年4月以降課税分（平成22年度固定資産税）より、下記コンビニエンスストアでも納付できるようになります。

### ■利用できるコンビニエンスストア コンビニ名（50音順）

エーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルKサンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブンディリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン

### ■納付できる町税等

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

#### ※注意事項

- 以下の納付書では、コンビニで納付できませんので、下記取扱金融機関等の窓口にて納付してください。
  - バーコードがない、又はバーコードが読み取れないもの
  - 納期限が過ぎたもの
  - 金額が訂正されたもの
  - 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- コンビニでは納税通知書の発行はできません。
- コンビニで納付いただいた場合、町で納付の確認ができるまで2週間程度かかる場合があります。  
コンビニ納付後2週間以内に、納税証明書の申請をされる場合には、領収書をご持参ください。
- コンビニでの納付の際は、納付書をミシン目で切り取らずに店舗へお持ちください。封筒をそのまま提出又は納付書をまとめて提出されるとお取扱いできません。

### ■取扱金融機関等

- 足利銀行全店・栃木銀行全店・足利小山信用金庫全店
- 宇都宮農業協同組合本所、支所・ゆうちょ銀行・郵便局

▼問い合わせ先＝  
税務課 納税係 ☎ ⑥ 9121